

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅰ－5－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標Ⅰ－5－1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること		担当 部署名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 肝炎対策推進室	作成責任者名	感染症対策課長 木庭 愛 予防接種課長 前田 彰久 肝炎対策推進室長 木村 剛一郎
施策の概要	以下の3つの施策を、各根拠法に基づき推進することで、公衆衛生の向上及び増進を図ることとしている。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を行い、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ②伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図る。(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ③肝炎の予防や早期発見の推進、肝炎医療の均てん化、肝炎研究の推進等の肝炎対策を総合的に推進する。(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))					
施策を取り巻く現状	新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開等による流入により、一部の感染症ではここ数年と比較して報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構(JIHS)による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。 結核は、患者数が減少傾向にあり、令和6年の罹患率は8.1と、令和3年以降結核低まん延国の水準を維持している。しかしながら、令和5年と比較したときの新登録患者数の減少幅は縮小しており、引き続き、今後の発生動向を注視する必要がある。 「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)、「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年厚生労働省告示第122号)において、国は、都道府県を通じ、各市町村に対し、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるよう積極的に働きかけられる必要があるとされているが、令和5年度の接種率は93.5%となっている。 B型肝炎ウイルス患者はウイルスの排除ができないことから医療費助成対象者数が増加傾向にある。また、C型肝炎ウイルスの治療に係る受給者証の交付件数は、根治を目的とした治療薬の普及を背景に近年減少傾向にある。					
施策実現のための課題	1	新興・再興感染症等の様々な感染症に対し、感染症対策の充実・強化が喫緊の課題となっている。				
	2	感染症の発生及びまん延の予防のため、予防接種の実施等の必要な措置を講ずることが必要である。				
	3	肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあるため、関係者全てが肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等が安心して生活できる環境作りに取り組むことが必要となっている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	感染症の発生状況を把握するとともに、患者への医療提供体制の整備、感染症の発生予防措置の徹底を図る。		感染症の発生の予防・まん延の防止のためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制を整備し、感染症の発生予防措置を徹底して講じる必要があるため。		
	目標2 (課題2)	定期の予防接種の接種率を向上させ、また、高い接種率を維持する。		予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法に基づき策定された、「予防接種に関する基本的な計画(平成26年3月28日 厚生労働省告示第121号)」において、定期の予防接種の接種率の向上を目標としているため。		
	目標3 (課題3)	肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させる。		課題の解決のため、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することを通して、達成を図るものとしたため。		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
			基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
①	医療機関によるオンライン届出報告率 (アウトカム)	26%	令和5年度	35%	令和7年度	-	-	-	-	35%	新型コロナウイルス感染拡大時において、紙による発生届の提出が医療機関や保健所の業務のひっ迫につながったことを踏まえ、次の感染症危機に備え、平時から医療機関におけるシステムの利用を促進することが、そのまま有事への備えにつながることから、オンラインによる届出の割合を当該目標として測定指標とした。 なお、測定指標は各自治体から報告された情報を元に感染症対策課にて集計した数値である。	令和5年度から感染症指定医療機関からのオンライン届出報告を義務付けたところ、令和5年度のオンライン届出割合は26%、令和6年度のオンライン届出報告割合は、30%であった。まずは利用率35%を目標値とする。	
						-	-	26%	30%				
②	結核患者罹患率(人口10万対) (結核登録者情報調査年報集計結果による) (アウトカム)	17.7	平成23年度	7.0以下	令和7年度	10.0以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	7.0以下	結核の新規登録患者数は年々減少しているものの、なお年間約1.01万人(令和6年)の結核患者が発生しており、引き続きの対策が必要とされている。令和6年の罹患率は8.1と、令和3年以降WHOが示している結核低まん延国の水準(人口10万対結核罹患率10.0以下)を維持しているが、引き続き水準を維持する必要があることから、当該目標を測定指標とした。 (2024年結核登録者情報調査年報集計結果 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095_00016.html)	「2021年改定版ストップ結核ジャパンアクションプラン」(※)では、2025年までに罹患率を7とすること、2035年までに罹患率を2とすることを目指しており、同目標値とした。 (※)外務省、厚生労働省、JICA、公益財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本において、2021年8月18日策定	
						9.2	8.2	8.1	8.1				
③	人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量 (アウトカム)	10.2	令和2年度	8.67以下	令和9年度	10.0以下	10.0以下	8.67以下	8.67以下	8.67以下	抗微生物薬の不適切な使用は、薬剤耐性(AMR)の拡大の要因の一つとされており、抑制される必要がある。令和5年に改定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」において、それを評価する成果指標として、「2027年までに人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量を2020年の水準から15%減少させる」ことを掲げていることから、当該目標を測定指標とした。 (2013-2023 全国抗菌薬販売量サーベイランス URL: http://amrcrc.ncgm.go.jp/surveillance/020/20190902163931.html) 令和3年度および令和4年度の値は「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2016-2020」と同様に2017年のDDD:Defined Daily Doseに設定した。 令和5年度以降は「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」の目標である2020年の水準に合わせるためDDDを2020年に設定した。 DDD:WHOが定義している測定単位。臨床現場での推奨投与量ではなく、医薬品の主な適応症に対する成人の1日仮想平均維持量	左記のとおり。	
						10.2	10.2	12.0	13.0				
達成手段1 (開始年度)		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID	
		執行額	執行額										
(1)	結核研究所補助 (昭和14年度)	※	※	※	2	※						002116	
(2)	ワクチン等対策事業 (昭和24年度)	※	※	※	—	※						002126	
		※	※										
(3)	感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	※	※	※	2	※						002125	
		※	※										
(4)	感染症対策特別促進事業費 (昭和54年度)	※	※	※	2	※						002102	
		※	※										

(5)	エイズ発生動向調査経費 (昭和59年度)	※	※	※	—	※	002135
		※	※				
(6)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	※	※	※	—	※	002132
		※	※				
(7)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	※	※	※	—	※	002133
		※	※				
(8)	感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)	※	※	※	1,2	※	002109
		※	※				
(9)	特定感染症検査等事業費 (平成11年度)	※	※	※	—	※	002103
		※	※				
(10)	保健所等におけるHIV検査・相談事業 (平成11年度)	※	※	※	—	※	002104
		※	※				
(11)	感染症予防事業費等負担金(感染症 発生動向調査事業を除く) ((①②平成11年度、③昭和56年度)	※	※	※	2	※	002105
		※	※				
(12)	感染症予防事業費等負担金(感染症 発生動向調査事業) (平成11年度)	※	※	※	2	※	002106
		※	※				
(13)	検疫業務に必要な経費 (昭和26年度)	※	※	※	—	※	002130
		※	※				
(14)	エイズ対策費 (平成13年度)	※	※	※	—	※	002134
		※	※				
(15)	結核患者療養諸費・結核医療費補 助金・結核医療費負担金 (平成19年度)	※	※	※	2	※	002110
		※	※				
(16)	新型インフルエンザ等対策費 (平成20年度)	※	※	※	—	※	002112
		※	※				
(17)	感染症予防対策費 (平成20年度)	※	※	※	2	※	002117
		※	※				
(18)	感染症危機管理費 (平成20年度)	※	※	※	2	※	002120
		※	※				
(19)	病原体等管理体制整備事業 (平成19年度)	※	※	※	—	※	002124
		※	※				
(20)	HTLV－1対策推進費 (平成24年度)	※	※	※	—	※	002129
		※	※				
(21)	麻しん・風しん排除対策推進費 (平成27年度)	※	※	※	—	※	002131
		※	※				

(22)	AMR対策推進費 (平成29年度)	※	※	※	3	※	002136
(23)	結核対策推進費 (令和2年度)	※	※	※	2	※	002139
(24)	新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援等事業 (令和2年度)	※	※	※	—	※	002140
(25)	ワクチン生産体制等緊急整備基金 (令和2年度)	※	※	※	—	※	017852
(26)	ワクチン接種体制確保事業 (令和2年度)	※	※	※	—	※	002145
(27)	ワクチン接種円滑化標準システム開発 運用事業 (令和2年度)	80.9億円 39.4億円	39億円 66百万円	94百万円	—	ワクチンの供給量に応じた効率的なワクチン等の配布、ワクチン接種を実施する医療機関等の調整など、国民(希望者)が混乱なく接種予約できる体制を構築し、多くの方への接種を円滑に実施するため構築したワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の改修や運用を行う。	—
(28)	新興・再興感染症臨床研究ネットワー ク事業 (令和2年度)	※	※	※	—	※	002070
(29)	新型インフルエンザ等対策事業費負 担金 (令和3年度)	※	※	※	—	※	003024
(30)	国際感染症危機管理対応人材育成・ 派遣事業 (令和4年度)	※	※	※	—	※	003070
(31)	感染症危機管理リーダーシップ人材の 育成・確保 (令和5年度)	※	※	※	—	※	007724
(32)	病原体検査体制訓練事業 (令和6年度)	※	※	※	—	※	007004 021287
(33)	国立健康危機管理研究機構運営費交 付金 (令和7年度)	※	※	※	—	※	020280
(34)	国立健康危機管理研究機構施設周辺 安全対策等事業費補助金 (平成27年度)	※	※	※	—	※	002964

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
④	予防接種の接種率(麻しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.5%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
						93.7%	93.9%	93.5%	91.9%			

⑤	予防接種の接種率(風しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.8%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にされており、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html)	風しんの予防接種は、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ目標にしているほか、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
達成手段2		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(35)	予防接種事故救済給付費 (昭和46年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002108
(36)	予防接種対策費 (昭和52年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002107
(37)	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 (昭和52年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002111
(38)	予防接種対策推進費 (昭和58年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002118
(39)	予防接種従事者研修事業費 (平成6年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002119
(40)	予防接種後副反応報告制度事業費 (平成6年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002121
(41)	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 (平成22年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						002127
(42)	予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集等経費 (平成30年度)	※ ※	※ ※	※	4,5	※						002137
(43)	新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金 (令和3年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						003026
(44)	予防接種事務デジタル化等事業 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						019915
(45)	予防接種業務体制強化 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						003075
(46)	HPVワクチン相談支援事業 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						003072
(47)	ワクチンの安全性実態把握及び予防接種の総合的推進等に関する調査研究事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						007725
(48)	HPVワクチン等に係る普及啓発事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	-	※						005521

達成目標3について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
⑥	都道府県における肝炎対策に関する数値目標を含んだ計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ) (アウトプット)	31	平成27年度	47	毎年度	47	47	47	47	47	平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、国は、都道府県に対して、肝炎対策にかかる計画、目標の設定を図るよう促しており、その中で、具体的な指標等を設定することを求めているため。 (参考)平成27年度実績:31件、平成28年度実績:35件	左記のとおり。			
						44	44	44	集計中 (令和8年3月頃)						
⑦	肝炎医療費の助成者総数 (アウトカム)	605,375	令和5年度	605,375	毎年度	557,519	575,926	591,590	605,375	605,375	ウイルス性肝炎は治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことができることから、毎年度の肝炎医療費助成対象者数調から算出される当該数値の増加を測定指標とした。 (肝炎医療費助成対象者数調査票 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/iryouhijyosei.html) (参考)令和5年度実績:605,375人)	左記のとおり。			
						575,926	591,590	605,375	集計中 (令和8年3月頃)						
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由				
8	肝炎医療コーディネーターを設置している都道府県(肝炎対策推進室調べ)					47	47	47	集計中 (令和8年3月頃)		平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。」と定めたところであり、平成29年4月に発出した肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等に係る通知に基づき、都道府県が要綱を定め育成を進めることとしている。 (参考)平成27年度実績:34都府県、平成28年度実績:37都府県				
達成手段3		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						行政事業レビューシート予算事業ID			
(49)	特定感染症検査等事業費(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業) (平成14年度)	※	※	※	6	※						002115			
		※	※												
(50)	肝炎患者等支援対策事業費 (平成18年度)	※	※	※	6	※						002113			
		※	※												
(51)	肝炎総合対策費等 (平成18年度)	※	※	※	6	※						002123			
		※	※												
(52)	肝炎治療特別促進事業費 (平成20年度)	※	※	※	6	※						002114			
		※	※												
(53)	肝炎研究基盤整備事業 (平成21年度)	※	※	※	6	※						002122			
		※	※												
(54)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金 (平成23年度)	※	※	※	-	※						002128			
		※	※												
(55)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 (平成30年度)	※	※	※	6	※						002138			
		※	※												
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度				政策評価実施予定時期	令和8年度
		2,075,515,809				330,691,124				189,652,500					
施策の執行額(千円)		1,497,798,747				234,514,251									
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
		第217回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						2025年3月7日			新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた、次なる感染症危機への備えを着実に進めてまいります。				